# 業務委託仕様書

### 1 業務名

建築部事務室内スイングドア設置業務

### 2 業務の概要

建築部事務室の内部通路と執務スペースの間にスイングドアを設置するものである。

# 3 業務内容

(1) スイングドア及び付属品の調達及び設置作業

別添配置図に示す箇所にスイングドアを設置する。なお、スイングドアは既製品もしくは自社製作を問わないが、下記条件に合致するものとする。

ア 台車の行き来が可能となるよう、開閉部の幅は800mm以上とすること。

- イ スイングドアの開閉の向きは、執務スペースの座席に考慮して片開きとし、 必要に応じてストッパー等の措置を講じること。
- ウ 開閉部の高さは概ね 1,000mm 程度とする。
- エスイングドアは施錠しないものとする。
- オ スイングドアは什器等に取り付けるが、荷重が過度にかかることが想定される場合は、必要に応じて支柱や取付部の補強等を行うこと。
- (2) 設置後の確認作業

設置後に採寸を行い、別添配置図に記載されているとおり設置されていること を確認すること。

#### 4 業務履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日(金)まで

※ 具体的な工程スケジュールについては工程表を提出の上、担当者と綿密に 打ち合わせ・調整を行うこと。

### 5 業務履行場所

札幌市都市局建築部事務室

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎9階北側)

### 6 提出書類

下記の図書を各1部、それぞれ期限までに提出すること。なお、本業務において 作成した図面等成果物の著作権は、委託者である札幌市が保有するものとする。

図書名	提出期限	備考
作業工程表	契約締結後1週間以内	
業務完了届	業務完了後速やかに	作業写真含む
その他必要書類	必要に応じて指示する	

### 7 業務履行に係る注意事項

- (1) 本業務の円滑な履行にあたり、入札前に業務に係る事前調査を十分に行うこと。 なお、入札前に調査を要する場合は、下記担当者へ連絡し、日時を調整のうえ、 履行場所等を調査することができる。
- (2) 本業務の履行にあたっては、委託者が提供する資料を参考とするとともに、予め十分な協議や実地調査等を行い、委託者の意図及び実態の把握の把握に努めること。
- (3) 本業務の履行にあたっては、各種関係法令を確認・遵守するとともに、作業場所内外の状況、作業工程及び内容を十分に把握し、委託者との緊密な連絡を取って工程管理等を正確に行うこと。
- (4) 本業務の進捗状況については、随時委託者に報告を行うとともに、委託者の指示に従って適正な履行に努めること。
- (5) 履行場所で勤務する職員の業務の妨げにならないよう留意するとともに、作業中の安全管理、養生、整理整頓および清掃を徹底すること。
- (6) 本業務の履行にあたり個人情報を取扱う場合は、関係法令及び札幌市で定める 例規の規定を準用し、適正に取扱うとともに、その旨を速やかに受託者に報告すること。
- (7) 札幌市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。特に環境法令等は必ず遵守すること。
- (8) 本業務の履行にあたり、不足部材等が発生した場合は、本業務内で受託者が調達すること。
- (9) 本業務において発生した梱包材や端材等は、受託者が引き取ること。
- (10) 本業務の履行にあたり、受託者の不注意等の瑕疵により生じた故障、破損、事故等は受託者の責任において処理すること。
- (11) 本業務の履行に係る打合せ、調査等の内容、その他資料等の情報については、 一切外部に漏洩することがないよう、厳重に注意すること。
- (12) 本業務の履行にあたり、不明な点や疑義等が生じた場合は、委託者及び受託者の双方協議により処理する。また、業務履行期間中に受託者の瑕疵以外の事由により、何らかの障害・事故等が発生した場合や仕様書に明記されていない事項が発生した場合は、委託者及び受託者の双方協議により処理すること。なお、本業務に当然に付帯する作業については、その都度、委託者の指示に従い、誠意を持って業務の履行にあたること。

## 8 担当•連絡先

札幌市都市局建築部建築保全課 事務係 石崎

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎9階北側 TEL:011-211-2816 FAX:011-218-5142